

要旨

- (1) 四月十日始業所より罷業決行、態度ヲ決定セルカ其後、首脳部會議ニ於テ再要求書提出ノ問題ト共ニ罷業決行ヲ延期スルコトナレリ
- (2) 争議指合第三号ヲ十七日發送ス
- (3) 争議ノ進行ニ伴ヒテ争議情勢益々複雑化ニ乘ル
- (4) 通産省、本問題ニ関シテ争議開始セルカ特許農業者、動静注意中
- (5) 市電役員會及市役職員組合ハ四月十七日夫々要求書ヲ提出セルモ拒絶セラル
- (6) 横浜、大阪、神戸等ノ代表何れも上京シテ争議ヲシテ日本交通聯盟機關係全體ノ罷業ニ同意セシメント全國ニ居ル模範アリ
- (7) 全従業員ハ極メテ平静ニ就業スツアルカ懸念中

屢報標記及對運動ニ関スル其後ノ情勢左記ノ通ニ有之

一、東京交通労働組合ノ動靜  
 本部情勢

首脳部連絡部實行委員等ハ前報ノ通り一應四月十八日始業

時ヨリ罷業漸行ト懸念ヲ決定セルカ十六日午後九時ヨリ今十二時迄連絡部員及首脳部及本部書記某所ニ集合更ニ罷業決行ニ對スル態度ヲ協議セルカ岸上藤田八十八及山下卯三郎ノ兩名ハ突如現ト、追々内部ノ統制状況ヨリ具ルトキ未ダ整備ヲ欠ケル莫クテ四月十八日早朝ヨリ罷業決行ハ延期スヘシト主張セルカ赤坂壽仙北田一郎熊本利男等ハ十七日再要求書ヲ提出セハ當面ハ即時拒絶ノ態度ニ出ツルハ必然ナルニ以テ再要求書拒絶ヲ模倣トシテ翌十八日早朝ヨリ豫定ノ罷業ヲ漸行スヘシ差シテセサルニ於テハ支部統制益々難シク收斂ニ困難ナル事態ヲ憂ヒスヘシト之ニ以テ兩者ノ論争ヲ見タルカ結局再要求書提出及罷業決行ノ時期ニ関スル決定ハ首脳部ニ一任ト決定散會セルカ翌十七日午前十時三十分ヨリ今十一時三十分迄更ニ某所ニ集合議決案協議ヲ擬ス所アリタルカ岸上山下卯三郎ハ